

1. 精神障がい者保健福祉手帳について

精神障がい者保健福祉手帳は、精神障がいのある方が支援を受けやすくすることを目的とした制度です。

手帳は、支援を受ける際に、障がいがあることを証明する書類として使えることが多いです。ただし、障がいに関する制度は手帳なしで受けられるものも数多くあります。しかし、その場合、医師の診断書など障がいがあることを証明する書類が必要になるため、手帳を持っているとより手続きがスムーズになることが多いというのが手帳を持つメリットです。

精神障がい者保健福祉手帳は精神障がいのある方にとって

パスポート のような存在です



(注) この冊子でご紹介している制度は、「精神障がい者保健福祉手帳を申請したすべての方」あるいは「精神通院医療を申請したすべての方」が利用できるというものではありません。各制度には対象となるための各種条件があります。気になったら、ぜひ制度の詳細について、各相談窓口にお尋ね下さい。

(注) 「◎」がついている制度は、精神障がい者保健福祉手帳が「必須」です。

「○」がついている制度は、精神障がい者保健福祉手帳を持っていると診断書が省略できるなど「手続きがスムーズ」な制度です。